

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童福祉法（以下「法」という。）33条の規定に基づく各一時保護決定処分に係る各審査請求（以下それぞれ「本件審査請求1」「本件審査請求2」という。）について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求1は棄却すべきであり、本件審査請求2は却下すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求1及び本件審査請求2の趣旨は、東京都〇〇児童相談所長（以下「処分庁」という。）が、令和3年6月9日付け及び同月15日付けの各一時保護決定通知書（以下それぞれ「本件処分1通知書」「本件処分2通知書」という。）により請求人に対して行った、いずれも請求人の子である〇〇さん（平成〇〇年〇〇月〇〇日生）及び〇〇さん（平成〇〇年〇〇月〇〇日生）（以下それぞれ「弟」「姉」といい、併せて「本児ら」という。）に係る法33条の規定に基づく各一時保護決定処分（以下それぞれ「本件処分1」「本件処分2」といい、併せて「本件各処分」という。）のそれぞれの取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、次のことから、本件各処分の違法性又は不当性を主張している。

7月7日、娘病院連れてあと、〇〇児童相談所、別の担当職員

から電話が来て、簡単な説明、くすりだしましたよって。詳しくの話は明日〇〇担当から電話しますよって、話しました。でも電話来なかった。7月14日約束（児童相談所と面談）。この日で、くすりの名前と病気の名前教えてもらった。時間があいて、また、母が娘の事心配して娘の状況一切わからない事が、担当さんの仕事が不満です。

私は今、帰化されたのですけれども、もともと出身は〇〇ですよ。ただ、何かもう文化が違うので、私の同級生の友達は何日子供をたたっているよ。でも、あざまでとかじゃなくて、でも、毎日たたく。

お母さん何もしなくても半年間で保護されているの。何かお母さんやったのですかって。それがちょっと私は日本に来て21年ですけれども、でも、やっぱり理解できない。私は普通の教育ですよ。

あと、私は何もしていないよ。何か膝のあざは本当に私じゃないですよ。私は子供は大事に大事にしているので。いっぱい愛していますので。でも、今回は虐待はちょっと間違いじゃないですか。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求1は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきであり、本件審査請求2は不適法であるから、同条1項の規定を適用して、却下すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
-------	---------

令和 4年 2月 21日	諮問
令和 4年 5月 27日	審議（第66回第2部会）
令和 4年 6月 17日	審議（第67回第2部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

#### (1) 要保護児童に係る通告・措置

法25条1項は、要保護児童を発見した者は、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならないと規定している。

そして、法26条1項は、児童相談所長は、法25条1項の規定による通告を受けた児童及びその保護者等について、必要があると認めるときは、法26条1項各号のいずれかの措置を採らなければならないものとし、同項1号として、次条の措置を要すると認める者は、これを都道府県知事に報告することと規定している。

これを受けて、法27条1項は、都道府県は、法26条1項1号の規定による報告のあった児童について、法27条1項各号のいずれかの措置を採らなければならないと規定している。

#### (2) 一時保護

ア 法33条1項は、児童相談所長は、必要があると認めるときは、法26条1項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を

行わせることができる」と規定し、法 33 条 2 項は、都道府県知事は、必要があると認めるときは、法 27 条 1 項又は 2 項の措置を採るに至るまで、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童相談所長をして、児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させることができると規定している。

イ この「必要がある」場合については、「一時保護ガイドライン」（平成 30 年 7 月 6 日付子発 0706 第 4 号厚生労働省子ども家庭局長通知。以下「ガイドライン」という。）Ⅱ・2・(2)・アでは、緊急保護を行う必要性がある場合として、「虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合」等を挙げ、同・イでは、アセスメントのための一時保護の在り方として、「アセスメントのための一時保護は、適切かつ具体的な援助指針（援助方針）を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合に行う。（以下略）」としている。

ウ 法 33 条 5 項は、親権者の意に反して、2 か月を超えて引続き一時保護を行おうとする場合は、家庭裁判所の承認を得なければならないと規定している。

エ なお、東京都知事は、法 27 条 1 項、28 条 1 項及び 33 条 2 項に係る権限を、法 32 条 1 項、地方自治法 153 条 2 項並びに法施行細則（昭和 41 年東京都規則第 169 号）1 条 1 項 1 号及び 5 号の規定に基づき、児童相談所長に委任している。

### (3) 児童虐待

児童虐待の定義につき、児童虐待の防止等に関する法律は、

児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること（２条１号）、児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（同条４号）とする。

そして、同条１号の身体的虐待は、打撲傷・あざなどの外傷を生じ得るような行為と解され、同条４号の心理的虐待は、ことばによる脅かし、脅迫、子どもの心を傷つけることを繰り返すなどを行うとされている（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課編「子ども虐待対応の手引き（平成２５年８月改正版）」（以下「手引き」という。）第１章・１・(2)参照）。

また、手引きは、単に生命の危険にとどまらず、現在の環境におくことが子どもの安全な家庭生活を確保する上で明らかに問題があると判断するときは、まず一時保護を行うべきであると、必要とされる場合は、躊躇せず一時保護を行い、その上で虐待の事実等を調査することが子どもの最善の利益にかなう（第５章・１）としているため、一時保護は、虐待の存在が疑われる場合にも行いうると解されている。

#### (4) 審査請求の適法性

行政不服審査法に基づく審査請求を適法になし得るためには、請求人に当該処分について審査請求をする法律上の利益、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあることが必要であると解されている（最高裁判所昭和５３年３月１４日判決・最高裁判所民事判例集３２巻２号２１１頁参照）。

## 2 本件審査請求２についての検討

本件処分２についてみると、令和３年１１月２日、処分庁は、本件処分２を解除したことが認められる。

そうすると、請求人が取消しを求める本件処分2は、上記解除により、取消裁決があった場合に除去されるべき法的効果が既に消滅しており、また、他に本件処分2が裁決により取り消されることによって回復される特段の法的利益の存在を認めるに足りる証拠もない以上、本件審査請求2は、もはやこれを維持する法律上の利益を有しないものといわざるを得ない。

したがって、その他の点について判断するまでもなく、本件審査請求2は、不適法なものとして却下を免れない。

### 3 本件審査請求1についての検討

#### (1) 本件処分1についての検討

本件処分1についてみると、処分庁は、令和2年5月11日に弟が請求人からの暴力を理由に保護してほしい旨訴えたこと、同月25日に弟が請求人から物を投げられて右膝にあざができたと話したこと、同年6月1日に弟が同年5月30日に請求人に叩かれたと話したこと、同年6月9日に弟が請求人宅にいるのは嫌だ、請求人は機嫌が悪いと叩くと訴えたこと等を踏まえ、同日、請求人による弟に対する身体的虐待及び心理的虐待の疑いがあり調査の必要があるとして、弟を一時保護することを決定したこと（本件処分1）が認められる。

そうすると、処分庁が、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため及び児童の心身の状況、置かれている環境その他の状況を把握するために本児について一時保護が必要であると判断し、法33条の規定に基づき本件処分1を行ったことについて、不合理な点は認められない。

#### (2) 本件処分1に係る請求人の主張についての検討

請求人は、上記第3のとおり、本件処分1が違法又は不当であると主張する。

しかし、本件処分1が法令等の定めに則って適正になされた

ものと認められることは上記2のとおりであるから、請求人の主張をもって、本件処分1の取消理由とすることはできない。

(3) 本件処分1に係る請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分1に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、山口卓男、山本未来